

○ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（平成26年鹿児島県条例第28号。以下「条例」という。）に基づき、鹿児島県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）が行うあっせんに関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの開始)

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、条例第21条第1項の規定に基づく知事の求めがあったときで、あっせんが対象事案の解決に資すると認められる場合は、当該対象事案を担当する部会を設置し、当該部会に属すべき委員3名及び当該委員の中から部会長となる委員を指名するものとする。

2 当該対象事案に関しては、当該部会の決議をもって協議会の決議とする。

3 部会は非公開とする。

(あっせんの不実施)

第3条 条例第21条第2項のあっせんが対象事案の解決に資すると認められない場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 障害を理由とする不利益な取扱いであるとされている行為が、次のいずれかに該当する場合

ア 行政庁の処分又は職務執行である場合

イ 裁判において係争中の事案又は判決により既に権利関係が確定している事案に関するものである場合（法令に基づき他の機関が行うあっせん、調停に関するものを含む。）

ウ 具体的な行為が存在しない場合（制度や政策に対する意見である場合）

(2) 求めるあっせんの内容が、次のいずれかに該当する場合

ア 違法な内容である場合

イ 明らかに実現不可能な内容である場合

ウ 障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者に対する損害賠償の請求が内容である場合

(3) 協議会が決議した事項に関する再申立てである場合

(4) その他、会長が、あっせんが対象事案の解決に資すると認められないと判断した場合

2 会長は、前項各号に掲げる場合はあっせんを行わないこととし、その旨及び理由を知事に報告するものとする。

(部会の任務)

第4条 部会は、対象事案当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、対象事案が解決されるよう努めるものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 部会は、対象事案当事者間のあっせんをするために、あっせんの期日及び場所を定めて対象事案当事者に通知するものとする。

2 前項の規定によりあっせんの期日を指定された対象事案当事者は、部会の許可を得て、補佐人を伴って出席することができる。

3 前項の許可は、様式第1号による補佐人許可申請書により申請するものとする。

4 対象事案当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、部会の許可を得なければならない。

5 前項の許可は、様式第2号による代理人許可申請書に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して申請するものとする。

(あっせんの場所)

第6条 あっせんは、原則として鹿児島県庁舎において行う。

(あっせん案の提示)

第7条 部会は、対象事案当事者に対しいつでもあっせん案を提示することができる。

(あっせんの打ち切り)

第8条 部会は、次に掲げる場合は、紛争が解決する見込みがないものとしてあっせんに打ち切ることができる。

(1) 障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者があっせんに応じない場合

(2) 対象事案当事者の主張の隔たりが大きく、妥協点を見出すことができない場合

(3) 対象事案当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出た場合

(4) 対象事案当事者の一方又は双方があっせん案の受諾を拒んだ場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、部会が、あっせんによっては対象事案の解決の見込みがないと認めた場合

2 部会は、あっせんの打ち切りを決定したときは、その旨及び理由を会長に報告するものとする。

3 会長は、前項の報告を受けたときは、速やかに知事にその内容を報告するものとする。

4 会長は、あっせんの打ち切りの決定が第1項第4号の場合で、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、正当な理由なくあっせん案の受諾を拒んだ場合であるときは、知事に対して条例第22条第1項に規定する勧告をすることを求めることができる。

(あっせん申立ての取下げ)

第9条 あっせんに申し立てた者は、いつでもその申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の申立ての取下げは、様式第3号によるあっせん申立取下書を知事に提出して行うものとする。

3 知事は、前項の取下書の提出があったときは、速やかに協議会及び障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者にその旨を通知するものとする。

(あっせんの終結事由)

第10条 あっせんは、次に掲げる事由により終結する。

- (1) 対象事案当事者の双方があっせん案を受諾することで対象事案が解決したとき
- (2) 対象事案当事者間で自主的に対象事案が解決したとき
- (3) あっせんの申立てが取り下げられたとき

(会長への報告等)

第11条 部会は、あっせんの経過について適宜会長に報告するものとする。

2 部会は、あっせんが終わったときは、その旨を会長に報告するものとする。

3 会長は、前項の報告を受けたときは、速やかに知事にその内容を報告するものとする。

(協議会への報告)

第12条 部会長は、あっせんの経過及び結果について、直近に開催される協議会の会議において報告するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月13日から施行する。

年 月 日

部会長

殿

申請者 住所

氏名

印

連絡先（電話番号）

補佐人許可申請書

年 月 日を期日と指定されたあっせんについて、下記の補佐人を伴って出席したいので、許可されるよう申請します。

記

氏 名	住 所	申請者との関係

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

平成 年 月 日

部会長

殿

申請者 住所

氏名

印

連絡先（電話番号）

代理人許可申請書

平成 年 月 日を期日と指定されたあっせんについて、下記の者を代理人としたいので、許可されるよう代理権授与の事実を証明する書面を添えて申請します。

記

氏名	住所	職業

- 注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
2 代理権授与の事実を証明する書面（委任状等）を添付してください。

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立人 住所
氏名 印
連絡先（電話番号）

あっせん申立取下書

平成 年 月 日付けで提出しましたあっせん申立てを、次の理由により取り下げます。

記

（理 由）

注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

2 自主的に解決した場合は解決内容を、未解決のまま他の手段等に移行する場合にはその手段等を、簡潔に記載してください。